

別表第三号の六 包括免許(施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式(第24条の2第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿(注1)

☐電波法第27条の6第3項前段の規定により、包括免許に係る特定無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

☐電波法第27条の6第3項後段の規定により、包括免許に係る特定無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1 届出者(注3)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 包括免許に係る特定無線局に係る事項(注4)

① 包括免許の番号	
② 特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日	
③ 運用開始の期日	
④ 無線設備の設置場所	都道府県—市区町村コード []
⑤ 無線設備の工事設計の内容	
(1) 適合表示無線設備の番号	
(2) 無線設備の製造番号	
⑥ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。
- (3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- (4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日を「H28. 12. 21」のように記載すること。
- (3) ③の欄は、次によること。
 - ア 特定無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28. 12. 21」、「開設した日から何月何日の日」のように記載すること。
 - イ 特定無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28. 12. 21」、「変更した日から何月何日の日」のように記載すること。
- (4) ④の欄は、当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、

コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(5) ⑤(1)の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123—XXXXXX～123—ZZZZZZ」、「123—XXXXXX、123—XXXZZZ」のように記載すること。

(6) ⑤(2)の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

(7) ⑥の欄は、次によること。

ア 屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあつては、「屋内等に設置」と記載すること。

イ 施行規則第21条の4に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。

ウ 法第27条の6第3項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

エ フェムトセル基地局に係る変更の場合は、当該無線局を開設した日を記載すること。

オ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。